

## 長門市建設工事等請負業者選定事務要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)及び測量(測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量をいう。)、建設コンサルタント業務(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。)、地質調査業務(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査業をいう。)及び補償業務(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に規定する補償業務をいう。)(以下「業務等」という。)の入札に参加しようとする者(以下「建設業者等」という。)の資格審査並びに競争入札及び随意契約をする場合の建設業者等の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入札参加の資格)

第2条 建設業者等のうち地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者及び次の各号に該当する場合については、入札に参加する資格を与えないものとする。

- (1) 代表者(受注者が個人である場合にあっては、その者)、役員又は支店若しくは建設業法第3条第1項の政令で定める支店に準ずる営業所の代表者が次のいずれかに該当すると認められるとき。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
  - イ 自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を守る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力を利用したとき。
  - ウ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与したとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法第 2 条第 4 項に規定する下請契約、工事材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の締結に当たり、その相手方が前 2 号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 契約担当者が、受注者の締結した下請契約等の相手方が第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当すると認めて、当該受注者に対し当該契約の解除を求めた場合において、その求めに応じなかったとき。
- (5) 2 以上の建設業者を構成員とする団体である場合にあっては、当該構成員のいずれかが第 1 号から前号までのいずれかに該当すると認められるとき。
- (6) 建設工事については、以下に定める社会保険等の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務（資格審査の申請）

第 3 条 建設業者等の資格審査は、3 年ごとに行うものとする。

- 2 資格審査を受けようとする者（建設業者（法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）にあっては、経営事項審査（法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）を受けた者に限る。）は、前項に該当する年の 1 月 15 日から 2 月 14 日までに入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出しなければならない。
- 3 前項に規定する提出期限後に新たに資格審査を受けようとする者は、第 1 項に規定する資格審査を行った年以降の 1 月 15 日から 2 月 14 日までに審査申請書を提出することができる。
- 4 第 2 項又は前項に定める期間後に提出された審査申請書は、受理しないものとする。ただし、建設工事及び業務等の執行上必要であると認めた場合は、この限りでない。

（審査申請書の添付書類）

第 4 条 前条の審査申請書には、建設工事においては次の書類を添付しなければならない。ただし、添付を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 入札参加資格審査申請総括表
- (2) 業態調書
- (3) 従業員名簿
- (4) 経営事項審査結果通知書、総合評定通知書
- (5) 委任状
- (6) 競争入札参加資格審査申請書
- (7) 建設業許可書
- (8) 営業所一覧表
- (9) 使用印鑑届
- (10) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書
- (11) 身分証明書
- (12) 暴力団排除に関する誓約書
- (13) 役員名簿及び照会承諾書
- (14) 資本関係及び役員の兼任状況に関する調書
- (15) 建設業労働災害防止協会加入証明書
- (16) 納税証明書

2 業務等においては、次の書類を添付しなければならない。ただし、添付を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 入札参加資格審査申請総括表
- (2) 従業員名簿
- (3) 委任状
- (4) 競争入札参加資格審査申請書
- (5) 登録証明書等
- (6) 営業所一覧表
- (7) 使用印鑑届
- (8) 技術者経歴書
- (9) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書
- (10) 身分証明書
- (11) 暴力団排除に関する誓約書
- (12) 役員名簿及び照会承諾書
- (13) 資本関係及び役員の兼任状況に関する調書

(14) 財務諸表類(直前 1 年度分)

(15) 納税証明書

(入札参加資格の有効期間)

第 5 条 入札参加資格の有効期間は、当該資格があると認定された日の翌日から次回の改定日までとする。

(資格審査の基準日)

第 6 条 入札参加者の資格審査の基準日は、当該審査申請書を提出する日が属する年の 3 月 1 日とする。

(審査会)

第 7 条 建設工事及び業務等の入札に参加できる資格基準の作成並びに格付及び入札に参加する建設業者等の選定は、長門市建設工事等指名審査会（以下「審査会」という。）が行う。

2 審査会における審査事項は、次のとおりとする。

(1) 入札参加者に必要な資格基準について

(2) 入札参加資格審査申請者の資格認定及び格付について

(3) 入札参加者の選定について

(4) その他の特別な事項について

(名簿の登載)

第 8 条 資格審査の結果、入札参加資格があると認定したときは、審査申請書を提出した建設業者等の商号又は名称、所在地、代表者の氏名等を建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項に規定する名簿は、市ホームページに公開する。

(入札参加者の定時等級格付)

第 9 条 審査会は、前条により建設工事の名簿に登載された市内に本社、支社又は営業所を有する建設業者等について、法第 27 条の 29 の規定による総合評定値及び法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の技術力評定数（以下「評点数」という。）で土木一式工事及び建築一式工事のそれぞれの点数及び建設業許可の区分により、別表第 1 のとおり等級の格付をするものとする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事以外の業者数が少ない業種については、等級の格付を行わないことができる。

2 審査会は、前項の規定にかかわらず、入札参加を新たに申請した者について、評点数によらず、最下位の等級に格付するものとする。

(格付の隨時等級変更等)

第 10 条 特に格付の調整の必要を認めた場合は、その変更をすることができる。

2 契約不履行、経営状態の悪化、申請書の虚偽の記載等がある建設業者等に対しては、既に決定した入札参加資格を取り消し、又は降級させることができる。

(入札参加資格の取消し又は変更)

第 11 条 審査会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札参加資格を取り消し、又は認定した事項を変更することができる。

(1) 第 2 条に定める入札参加資格を有しなくなったとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請によって入札参加資格の認定を受けたと認められるとき。

(3) その他入札参加資格を取り消し、又は認定した事項を変更する必要があると認められるとき。

2 市長は、入札参加資格を取り消したときは、当該業者に対して、入札参加資格認定取消通知書によりその旨を通知する。

(入札参加資格の変更届)

第 12 条 有資格業者は、次に掲げる事項について更新又は変更があったときには、速やかにその旨を競争入札参加資格審査事項等変更届により市長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 代表者の氏名

(3) 営業所の名称、所在地又は郵便番号（主たる営業所及び委任先の営業所）

(4) 電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

(5) 営業所の新設又は廃止（主たる営業所及び委任先の営業所）

(6) 代理人（委任先の変更）

(7) 登録部門の追加、削除

(8) 使用印鑑届

(9) 入札参加資格の取下げ

(10) 資本関係に関する事項及び役員の兼任に関する事項

(入札参加資格の承継)

第13条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当し、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に建設業の許可（登録）を受けた後、速やかに競争入札参加資格承継承認申請書に経営事項引継書を添えて提出するものとする。

- (1) 個人が死亡したとき（その相続人）
  - (2) 個人が法人を設立したとき（その法人）
  - (3) 個人又は法人が廃業したとき（その営業を譲り受けた者）
  - (4) 法人が合併したとき（合併後存続する法人又は合併によって成立した法人）
  - (5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したとき（その企業組合又は協業組合）
- 2 前項の経営事項引継書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書
  - (2) 法人にあっては商業登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身分証明書
  - (3) 営業所一覧表
  - (4) 従業員名簿
  - (5) 使用印鑑届
  - (6) 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書及び承継人の開始貸借対照表
  - (7) 代理権を証する書面
  - (8) 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの
  - (9) 合併の場合は、合併契約書
- （廃業等の届出）

第14条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当し、入札参加資格の取消しを求めるときは、速やかに競争入札参加資格届辞退申出書を提出するものとする。

- (1) 死亡したとき（その相続人）
  - (2) 法人が合併により消滅したとき（その役員であった者）
  - (3) 法人が解散したとき（その破産管財人又は清算人）
  - (4) 廃業したとき（本人又は役員）
  - (5) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき（本人又は役員）
  - (6) その他の理由で入札参加資格を辞退するとき（本人）
- （指名業者の選定基準）

第15条 審査会は、建設工事及び業務等の入札参加者の指名に当たっては、別表第2に掲げる工事区分の対象設計額に応じた等級に格付された有資格業者のうちから選定し、同表に掲げる区分に応じた業者数以上の業者を指名することとする。

2 審査会は、災害復旧工事等の緊急を要する工事及び維持補修工事については、前項の規定にかかわらず、別表第3のとおり入札参加者を指名することができる。

3 審査会は、高度な技術及び管理能力が求められる工事については、前2項の規定にかかわらず、別表第4のとおり入札参加者を指名することができる。

4 対象設計額が3,000万円以上の建設工事については、原則、「長門市条件付一般競争入札事務処理要領（平成20年長門市要領第29号）」の規定による。

5 審査会は、次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、指名業者数を減じ、又は建設工事については等級格付によらないで指名することができる。

- (1) 契約の種類及び第1項に規定する指名業者数に満たないとき。
- (2) 市内業者の受注機会均等を図るため、特に必要があると認められるとき。
- (3) 共同企業体を指名するとき。
- (4) 特殊な技術を要する契約であるとき。
- (5) その他特に必要と認めるとき。

（指名業者選定の留意事項）

第16条 審査会は、建設工事及び業務等の入札参加者の指名に当たっては、別表第5に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び発注状況を勘案し、特定の有資格業者に偏らないよう努めなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 経営事項審査結果通知の確認（毎年）
- (4) 市発注工事の工事成績
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 当該工事についての技術的適正
- (8) 安全管理の状況

- (9) 労働福祉の状況
- (10) 災害等応急工事実績
- (11) 市内業者で施工可能な工事等については、市内業者優先
- (12) 緊急等応急工事実績

(請負業者に対する処分)

第 17 条 建設工事及び業務等について施工不良、公衆災害、労働災害、贈収賄、契約不履行、経営不振、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織(暴力団等)との関係又は社会的不正行為等を起こした建設業者等には、別途定める基準に従って処分を行うものとする。

- 2 建設業者等が他の法令に違反し不適当と認められる場合や、一括下請等下請禁止事項に該当する行為、施工体制台帳の提出義務違反や点検の拒否、施工体系図の不掲示、主任技術者等の配置等、建設業法に反すると疑うに足りる事実がある場合は、建設業の許可行政庁へ通知するものとする。
- 3 前各項に掲げる事実のあった建設業者等に関する情報は、速やかに市長に報告するものとする。

(共同企業体の特例)

第 18 条 有資格業者は、市長が別に定めるところにより、共同企業体を結成して特定の建設工事に係る入札に参加することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

別表第1(第9条関係)

等級格付基準

ア 土木一式工事

| 等級 | 格付基準   |
|----|--|
| A  | 土木一式工事における総合評点数が770点以上である者で技術力評点数が750点以上で、かつ、法第15条に規定する特定建設業の許可を受けている者 |
| B  | A等級以外の者又は土木一式工事の入札参加を新たに申請した者  |

イ 建築一式工事

| 等級 | 格付基準   |
|----|--|
| A  | 建築一式工事における総合評点数が770点以上である者で技術力評点数が750点以上で、かつ、法第15条に規定する特定建設業の許可を受けている者 |
| B  | A等級以外の者又は建築一式工事の入札参加を新たに申請した者  |

別表第2(第15条関係)

指名業者の選定基準

ア 建設工事

| 対象設計額               | 選定(等級)       |      | 指名業者数     |             |
|---------------------|--------------|------|-----------|-------------|
|                     | 土木一式         | 建築一式 | 土木一式・建築一式 | 土木一式・建築一式以外 |
| 200万円未満             | Bのみ          | A・B  | 5人        | 5人          |
| 200万円以上 500万円未満     | A又はB(A1/4未満) | A・B  | 7人        | 7人          |
| 500万円以上 1,000万円未満   | A又はB(A・B1/2) | A・B  | 8人        | 7人          |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | A又はB(B1/4未満) | A・B  | 10人       | 8人          |
| 3,000万円以上           | Aのみ          | Aのみ  | 10人       | 8人          |

イ 業務等

| 対象設計額             | 指名業者数 |
|-------------------|-------|
| 200万円未満           | 5人    |
| 200万円以上 1,000万円未満 | 7人    |
| 1,000万円以上         | 8人    |

別表第3(第15条関係)

指名業者の選定基準（災害復旧工事及び維持補修工事）

| 対象設計額           | (選定等級) 災害復旧工事・維持補修工事 | 指名業者数 |
|-----------------|----------------------|-------|
| 200万円未満         | A・B                  | 5人    |
| 200万円以上 500万円未満 |                      | 7人    |

別表第4(第15条関係)

指名業者の選定基準（高度な技術及び管理能力が求められる工事）

| 対象設計額               | 選定等級                    |                   | 指名業者数 |
|---------------------|-------------------------|-------------------|-------|
|                     | 下水道管更生工事・橋梁に関する工事・ため池工事 | 送・配水管工事（口径50mm以上） |       |
| 200万円未満             | Aのみ                     | 長門市給排水工事共同組合加盟業者  | 5人    |
| 200万円以上 1,000万円未満   |                         |                   | 7人    |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 |                         |                   | 8人    |

別表第5(第16条関係)

指名業者選定の留意事項

|            |   |
|------------|---|
| 1 誠実な行為の有無 | 次の事項に該当する場合は、指名しないこと。<br>(1) 工事請負契約に關し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状態が継続していることから、請負業者として不適当であると認められる場合<br>① 工事請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合<br>② 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、下請人届出等により請負業者の下請契約關係が不適切であることが明確である場合<br>(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負業者として不適当であると認められる場合<br>(3) 発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動等があり、請負業者として不適当であると認められる場合 |
| 2 経営状況     | ・ 不渡手形を発行する等、経営状態が著しく悪化していると認められる場合は指名しないこと。  |
| 3 工事管理者    | ・ 工事技術検査等において、施行管理等が著しく劣ると認められる者は指名を留保する。   |
| 4 地        | ・ 本社、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等から   |

|            |   |
|------------|---|
| 理的条件       | みて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確實かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断すること。   |
| 5 手持ち工事の状況 | ・ その地域における工事の手持ち状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを判断すること。   |
| 6 技術的適性    | 次の要件について総合的に判断すること。 (1) 発注工事と同種工事かつ同程度と認められる技術的水準の工事について相当の施工実績があること。 (2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (3) 発注工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められること。 |
| 7 安全管理の状況  | ・ 安全管理に関し関係機関からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。   |
| 8 労働福祉の状況  | (1) 賃金不払に関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団に加入、契約履行している場合は、これを十分尊重すること。                                |